

## 議第56号

### 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 3 月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改める。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第1条
- (2) 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条
- (3) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第2条

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。